

## ✓ 令和4年4月1日より「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます。

### ★職場におけるパワーハラスメントの定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※ 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる  
適正な業務指示や指導は該当しません。

職場における  
ハラスメント防止



カスタマーハラスメント資料もあります

### 「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講すべき措置」とは？

事業主の方針等の明確化及び周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようになること
職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応	⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も含む)
併せて講すべき措置	⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益を取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

### ✓ 「委託状況届」は4月30日までに提出してください。

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している事業主の方は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、所轄労働基準監督署を通じて東京労働局に届け出るもので。用紙は最寄りの労働基準監督署で入手又は以下の東京労働局ホームページからダウンロードし、本年は5月2日（月）までに忘れずに提出してください。

※詳しくは東京労働局ホームページ内で検索して下さい。

家内労働  
あんぜんサイト

家内労働「委託状況届」の提出

検索

